

2022年4月20日

各 位

会 社 名 株式会社YE DIGITAL
代表者名 代表取締役社長 遠藤 直人
(コード：2354、東証スタンダード)
問合せ先 取締役常務執行役員 久野 弘道
(TEL 093-522-1010)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年4月20日開催の取締役会において、単元未満株式の買増制度の導入、株主総会資料の電子提供制度導入およびこれらに伴う定款一部変更に関する議案を、2022年5月20日開催予定の第45回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は1単元(100株)に満たない株式(単元未満株式)を所有されている株主様へ単元未満株式の買増制度を導入するため、その旨の規定を新設するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) 上記の変更に伴い、条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第9条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第9条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p style="text-align: center;"><u>(4) 次条に定める請求をする権利</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(単元未満株式の買増し)</u></p> <p>第10条 本会社の株主は、<u>株式取扱規程に定める、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p>
<p>第10条～第14条 (省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 本会社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>第11条～第15条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

(新 設)

第 16 条～第 45 条 (省略)

(新 設)

(電子提供措置等)

第 16 条 本社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 本社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 17 条～第 46 条 (現行どおり)

(附則)

第 1 条 現行定款第 15 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第 16 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日 (以下、「施行日」という。) から効力を生ずるものとする。

第 2 条 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 15 条はなお効力を有する。

第 3 条 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年5月20日（予定）

定款変更の効力発生日 2022年5月20日（予定）

以 上